

景観形成ガイドライン～公共空間編～について

本日の審議・報告内容

1. 前回部会からの修正・変更箇所の報告
2. 各課からの意見について
3. 景観カルテの内容・運用について
4. 今後の流れ

1. 前回の景観部会での指摘事項に対する修正箇所、変更箇所

【修正箇所】

ページ	指摘事項	修正内容
目次	目次がさっぱりし過ぎており、分かり辛い。基本事項や方針の実現に向けた取組みを一目で分かる様にするべき。	目次に各方針等を記載
P.2	キャノピー空間のみ特出しをする必要はないのでは。	表現内容を整え「歩道上空地や広場などのオープンスペース、ペDESTリアンデッキ、エントランスや屋上庭園」といった表現に変更した
P10	「地」と「図」という言葉を多用しているが、「地模様」という考えもある。「地」にもしっかり模様があり、単純に黒や焦げ茶で塗るのではなく、「地」のあり方についても考えるべき。	「地」にも模様があり、しっかり地域に根差した「地」である必要があるという点を追記
P.32	橋梁の整備がしばらくないという事だが、橋梁は景観的に重要な要素であり、区には神田川もあるため、もっと記載があっても良いのでは	取組み 2 の 2 点目に、橋梁などの巨大構造物に関して、三次元的な検討の必要性を記述
P.32	橋梁やアンダーパスなど、三次元的な視点の記載が必要ではないか。	
P39	「景観のもう一声事例」とすると、何を示しているのかピンとこないので、表現を工夫し、的確に伝わる様にするとう良い。	「ワンポイントアドバイス」とい表現に修正 過去の景観部会等での学識経験者の指摘を参考に記述

P.62	「評価の運用フロー」について、時間軸とカルテの作成という行為を図形で囲っており、分かり辛い。フローの様に見えるように、枠のデザインなどを工夫すると良い。	時系列で作業内容を再整理した。有識者への相談のタイミングと、景観条例上の流れが分かり辛かったため、2つのフロー図にて説明。
P.64	景観カルテのハードルが高い。担当が書く気になるよう、ハードルを下げる工夫が必要	議事3にて説明。
P.64	例えばA3の資料に対し、カルテを一枚付け加える形式が良いのではないか。カルテに図面は入れ込まず、文章に力を割いて貰った方が良い。	

2. 各課からの意見まとめ

ページ	指摘事項	修正内容
P.2	駅前広場の改修は入れるべき。JR用地で道路に含まれない公共空間を区が整備している事例もあるため。	対象となる公共施設に駅前広場を追加
P.2	公共施設整備に伴い、理解・協力を求める対象に電線企業者（民間事業者）を加えて欲しい	P.2 「このほか、公共空間を構成する要素を整備する民間事業者に対しても理解と協力を求めるものとする」という文章を追加
P.13	小鳥がさえずる公園を事例として挙げているが、緑の軸や拠点といった位置づけが上位計画に無いため、他の公園の事例にした方が良い	みどりの基本計画を参考に、南長崎スポーツ公園の事例に変更
P.46	商店街灯やアーチの新設・改修は含めなくて良いか。これらも公共空間を構成する要素に含まれると考える。	P.2 「このほか、公共空間を構成する要素を整備する民間事業者に対しても理解と協力を求めるものとする」という文章を追加
P.46、 P.51	道路事業（電線共同溝）に伴い設置される地上機器の色・位置を配慮するよう明文化して欲しい。	P.51 2段落目に路上に設置される設備について言及
P.61	景観部会への協議対象となる行為について、公園は「豊島区の住区基幹公園配置の考え方」における「近隣公園」	所管課の意見を採用

	約 0.5ha 以上を対象とするのが妥当と考える	
P.61	「全面改修」とするよりも延長〇〇m 以上もしくは〇〇㎡以上とするべきでは。全面改修では規模が分からず、都度判断が変わる可能性がある。	幅員 8m 以上の道路の全面改修を対象とする。 表現について検討の上、主管課と調整。
P.61	「道路の新設や景観舗装や街路樹・街路灯の変更を伴う改修」と記載した方が良い。単なる幅員構成の変更はバリアフリーの観点でアスファルト舗装の歩道拡幅や外側線の位置変更も含まれるため。	
P.63	景観カルテの提出のタイミングを明記すべき。特に民間事業者には分かり辛い。	P.63 に景観法に基づく流れと、新たに追加する部会協議の流れをまとめたスキーム図を追加
P.64	カルテでの記載事項を絞り込む、もしくは簡素化して欲しい 道路整備で方針 1~12 まで全てについて言及するのは難しい	議事 3 にて説明

3. 景観カルテの内容・運用について

参考資料 2-2 「景観カルテ (案)」 参照

- ・利用者が書く気になるよう A3 又は A4 両面で 1 ページに収まるよう簡素化
※ファイリングの仕方により選択できる
- ・本カルテを各事業のファイルの 1 ページ目に差し込んで保管
- ・ガイドラインの詳細を取らず、ガイドラインを開くよう誘導

4. 今後の流れ

- ・本部会での意見を反映
- ・P. 61 「道路の全面改修」について表現を調整
- ・P. 64 「景観カルテ」は基本的にデータにて各課へ配布
⇒上記の作業終了後、各課にて最終版の回覧を行う。

⇒次回の景観審議会にて諮問